7. 「時短要綱」

建設産業における労働時間短縮推進要綱

平成９年３月25日
建　　設　　省

1．趣　　旨

労働時間の短縮については、建設産業においても、高齢化・少子化が進行し、生産年齢人口が長期的に減少してゆくことが予想される中で、「技術と技能に優れた人材が生涯を託すに足る」産業として意欲に満ちた若年者を確保し、21世紀に向けて「良いものを安く」供給できる企業の体質強化を図る上で、重要な課題である。特に、平成９年度からは、労働基準法に基づき、建設業においても全ての事業場で週所定労働時間40時間制に移行することとされており、その円滑な移行のための総合的な取組が求められている。

建設産業は、住宅・社会資本整備という重責を担う一方で、個別受注によるため業務量が大きく変動すること、屋外中心の作業となることから天候の影響を大きく受けることなど労働時間の短縮には大きな制約を有している。このため、週40時間労働制への円滑な移行のためには、建設現場での効率的な作業などを通じた生産性の向上等の取組が必要である。

こうした中で、建設業界における労働時間短縮への取組をさらに充実させるため、平成９年２月20日、総合工事業者と専門工事業者との協議の場である建設生産システム合理化推進協議会において、「週所定労働時間40時間制移行に向けての建設業界が取り組むべき行動計画」が策定され、週40時間労働制への円滑な移行に努めることとされたところである。

建設省としても、平成４年４月６日に策定された「建設産業における労働時間短縮推進要綱」等に基づき、従来から、労働時間短縮のための諸般の施策の推進を行ってきたところであるが、住宅・社会資本整備の円滑な推進及び建設産業の健全な発展という観点からこのような業界の動きを積極的に支援し、週40時間労働制への円滑な移行と建設産業における労働時間短縮の推進のために建設省として講ずべき支援措置を明らかにするため、本要綱を策定するものである。

2．建設省として講ずべき措置

(1)　週40時間労働制に対応した工期と積算の実施